

国籍離脱届

1. 日本国籍の他に外国の国籍を有する場合、法務大臣に届け出ることにより日本国籍を離脱することができます。ご本人が直接窓口で届け出ます(郵送不可)。
2. 届出をご希望の方は予約制ですので予め当館戸籍係までご連絡ください。なお、届出書類は事前に郵送します。

必要書類

- ① 国籍離脱届 2通
- ② 現に米国籍を有することを証する書面(米国旅券) 原本1通と写し1通
- ③ 上記③の和訳文
- ④ ③がない場合には米国出生証明書および宣誓口供書(Notarized Affidavit)原本1通と写し1通
- ⑤ 上記⑤の和訳文
- ⑥ ご本人が15歳未満であるときは法定代理人の資格を証する書面(認証印付き宣誓口供書等) 原本1通と写し1通
- ⑦ 上記⑦の和訳文
- ⑧ 住所を証する書面(州発行の運転免許証等) 原本1通と写し1通
- ⑨ 上記⑨の和訳文
- ⑩ 日本旅券および米国旅券 ※所持していない場合にはその旨お知らせください。

注意事項

- 届書の記入を訂正する際には**修正テープ等は使用できませんので二重線で消し訂正して二重線の上には必ず印(拇印)を押してください。**
- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。
- 国籍離脱をしようとする方が15歳以上の場合はご本人、15歳未満の場合はその方の法定代理人が届出人となります。ご両親が法定代理人の場合はご両親の両方がご来館ください。
- 場合により追加書類が必要なときがありますので詳細は当館戸籍係までお問合せください。

届出方法

当館へ直接届け出る必要があります。(要予約)

国籍離脱の手続き完了の通知書について

法務省での手続きとなります。国籍離脱の手続きが完了すると法務省からの通知書が当館経由でご本人へ交付されます。届書の提出から通知書の交付まで通常は数ヶ月を要しています。戸籍の完了確認、入手については日本の本籍地役場へお願いします。

問合せ&送付先

Consulate-General of Japan
Consular Section (Koseki/戸籍)
Phipps Tower
3438 Peachtree Road, Suite 850
Atlanta, GA 30326
☎(404) 240 - 4300 内線 3032
☎(404) 926 - 3032(直通)
ryoji@aa.mofa.go.jp